

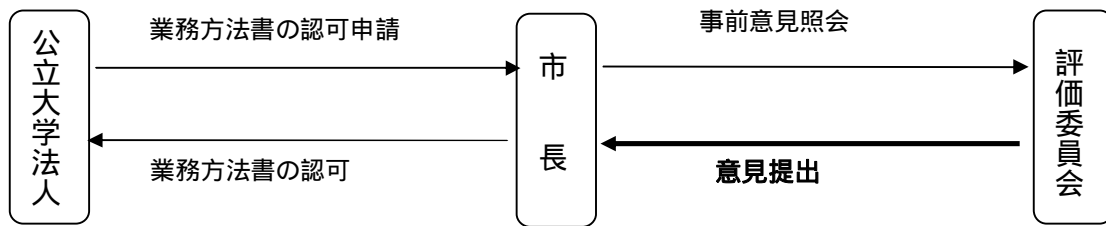
都留市公立大学法人評価委員会の業務内容

項 目	業 務 内 容	根 拠	
市長が承認等する際に評価委員会の意見を聴くもの	業務方法書	・ 法人が作成した業務方法書の認可をしようとする際の意見	法第 22 条第 3 項
	中期目標	・ 市長が中期目標を定め、又は変更しようとする際の意見	法第 25 条第 3 項
	中期計画	・ 法人が作成した中期計画の認可をしようとする際の意見	法第 26 条第 3 項
	中期目標期間終了時	・ 市長が、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方など業務全般にわたる検討を行う際の意見	法第 31 条第 2 項
	財務関係	・ 財務諸表を承認しようとする際の意見	法第 34 条第 3 項
		・ 毎事業年度の残余の額を、翌事業年度の中期計画で定める剰余金の使途に充てることを承認しようとする際の意見	法第 40 条第 5 条
		・ 中期目標期間最後の事業年度にかかる積立金を、次期中期目標期間の財源に充てることを承認しようとする際の意見	法第 40 条第 5 条
・ 法人が短期借入金の限度額を超えて短期借入をすることを認可しようとする際の意見		法第 41 条第 4 項	
・ 法人が短期借入金を当該事業年度内で償還できないとき、借り換えることを承認しようとする際の意見		法第 41 条第 4 項	
・ 法人が条例で定める重要な財産を処分することを認可しようとする際の意見	法第 44 条第 2 項		
法人の業務実績に関する評価	・ 各事業年度に係る業務の実績に関する評価	法第 28 条第 1 項	
	・ 中期目標期間における業務の実績に関する評価	法第 30 条第 1 項	
		認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる	法第 79 条
	・ 法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告	法第 28 条第 3 項 法第 30 条第 3 項	
	・ 法人に対する評価結果の通知に係る事項・勧告内容を市長に報告し、公表	法第 28 条第 3 項 法第 30 条第 3 項	
市長への意見の申し出	・ 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に関する意見の申し出	法第 56 条	

市長が承認等する際に評価委員会の意見を聴くもの

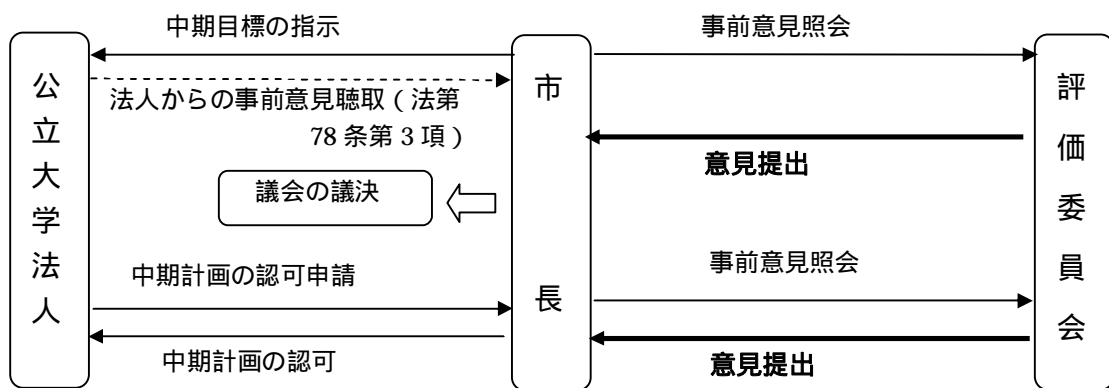
業務方法書の認可

(法第 22 条)



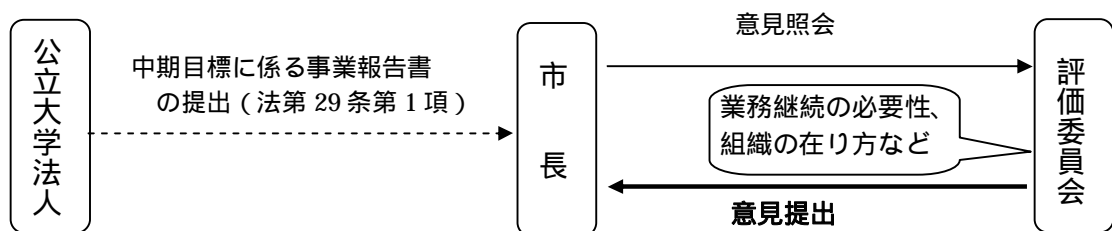
中期目標・中期計画の策定

(法第 25 条、第 26 条、第 78 条)



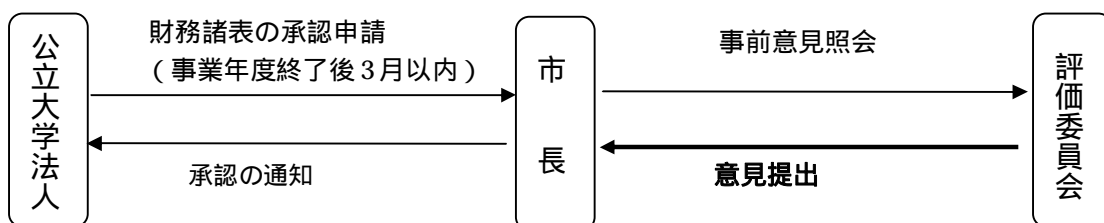
中期目標期間終了時の検討

(法第 31 条)



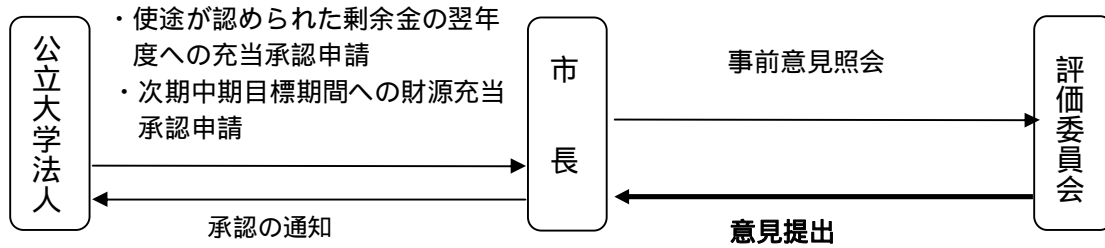
財務諸表の承認

(法第 34 条)



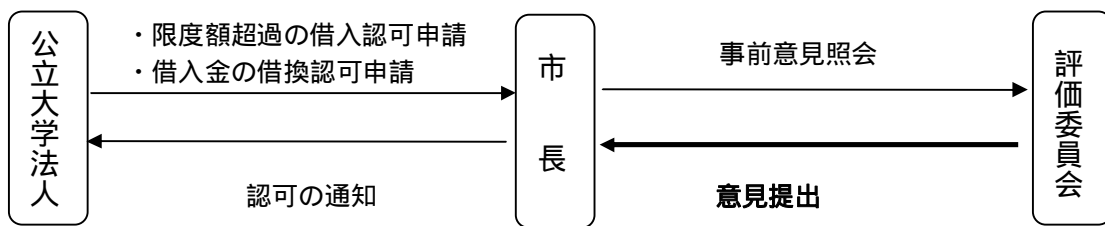
残余利益の充当

(法第40条)



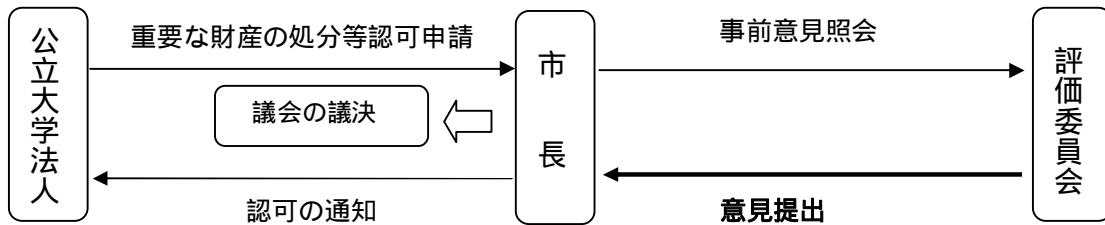
短期借入金の認可

(法第41条)



財産の処分等制限

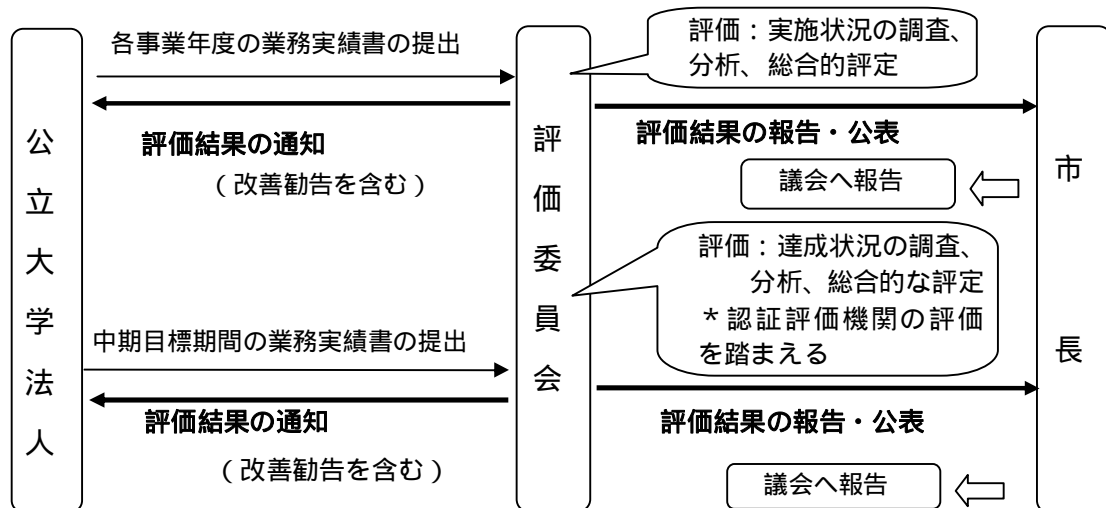
(法第44条)



法人の業務実績に関する評価

各事業年度 ・ 中期目標期間の業務実績評価

(法第28条、第30条、第79条)



市長への意見の申し出

役員報酬等

(法第56条、第48条、第49条)

